



森林整備計画を改定しました

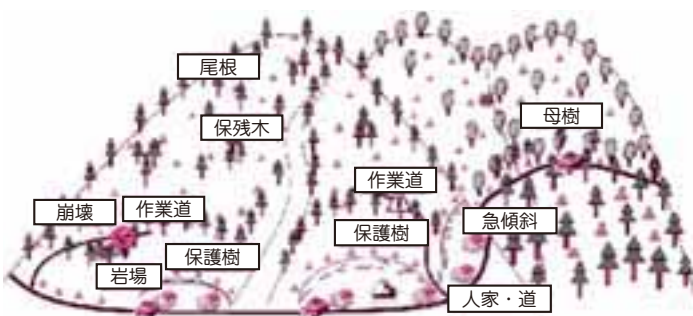
災害に強い 森林づくりを進めます

伐採、造林、作業道の開設などの施業指針を強化

市では、「災害に強い森林づくり」を進めるため、県が策定した伐採、造林、間伐、作業道などの新たな森林整備の考え方に基づき森林整備計画を改定しました。

また、新たな森林整備の考え方を加えた市町村森林整備計画に適合するかを確認するため伐採手続きの一部を変更しました。

■人工林伐採のイメージ



国産材の需要が高まる中、安価で大量に木材を確保するため、大規模に森林を伐採し、その後植林されずに放置される森林が全国的に増加傾向にあり、山地災害が心配されています。

このため、県や市では、環境保全と効率的な木材生産が両立する「災害に強い森林づくり」のために森林整備計画を見直し、森林所有者や木材生産事業者などが守るべき施業指針を強化しました。

なお、計画は平成22年4

月1日から施行します。

新たな森林整備の 主な考え方

■伐採の考え方

- ① 1 鈔を超える人工林伐採は、選んだ木だけを伐採する択伐や小面積・分散的な皆伐とする。
- ② 尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地など防災上必要な箇所は裸地化を避け、保護樹帯(帯状に残した樹木)を設置する。

- ③ 森林の更新が困難な箇所では、裸地化を回避する。
- ④ 人工林の伐採は植栽を原

則とする。

■造林・森林整備の考え方

- ① 植栽は適地適木とする。
- ② 人工林は適期に適正な整備をする。

■作業道(路)の考え方

- ① 将来を想定した路網配置と必要十分な規格とする。
- ② 崩壊地や急傾斜地での開設を回避する。
- ③ 集材方法や使用機械に応じた必要最小限度の無理のない路網配置とする。

問合せ先

林務課

35-3143

森林の伐採には届出が必要です。

立木を伐採するときは、面積や種類によらず届出が必要です。森林整備計画改定により手続きの一部が変更になりました。

- 届出先 伐採する森林がある市町村
 - 届出者 森林所有者や立木を買い受けた方など
 - 届出時期 伐採を始める90日から30日前まで
- ※伐採届や添付図面の様式は県庁林政課HPおよび市林務課HPから取得できます。

デンバー公式訪問団の主な日程

- 4月14日(水)
記念式典(市役所午後2時30分～)、記念植樹(アルプス展望公園スカイパーク午後4時～)、高山祭夜祭見学
- 4月15日(木)
朝市・高山陣屋見学、高山祭・古い町並見学、北小学校訪問など
- 4月16日(金) 企業見学(飛騨産業)

問合せ先

秘書国際課

35-3130

姉妹都市提携50周年

デンバー市の 公式訪問団来高

高山市と姉妹都市提携を結んでいる米国・デンバー市からの公式訪問団約30人が4月14日から3日間の日程で高山市を訪問されます。

これは、姉妹都市提携50周年の記念事業の一環として行われるもので、歴史的な節目の年を迎え、高山デンバー友好協会と協働して、さまざまな記念事業を行う予定です。